

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】令和3年4月22日(2021.4.22)

【公開番号】特開2020-28153(P2020-28153A)

【公開日】令和2年2月20日(2020.2.20)

【年通号数】公開・登録公報2020-007

【出願番号】特願2018-150741(P2018-150741)

【国際特許分類】

H 02 K 3/34 (2006.01)

H 02 K 1/04 (2006.01)

【F I】

H 02 K 3/34 C

H 02 K 1/04 A

【手続補正書】

【提出日】令和3年3月12日(2021.3.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

鋼板を積層して構成されるステータコアであって、円環状のヨークの内周面から径方向内側へ突出する複数のティース及び前記各ティース間に形成されるスロットを有するステータコアと、

前記ステータコアの前記スロットを通って前記ティースに巻回されたコイルと、

前記ステータコアの前記スロットの内壁面と前記コイルとの間に設けられた絶縁シートと、を備える回転電機のステータであって、

前記絶縁シートは、前記スロットの内壁面側と前記コイル側とに接着層を有し、

前記絶縁シートの前記接着層は、前記スロットの軸方向の両端部を含む一部に設けられており、

前記スロットの内壁面と前記コイルとが前記絶縁シートを介して接着されている、

ことを特徴とする回転電機のステータ。

【請求項2】

前記スロットの軸方向の寸法の4/5以下の長さで、前記絶縁シートの前記接着層が設けられていることを特徴とする請求項1に記載の回転電機のステータ。

【請求項3】

前記接着層は、感熱発泡層よりなることを特徴とする請求項1または2に記載の回転電機のステータ。

【請求項4】

前記絶縁シートの前記接着層は、前記スロットの軸方向の少なくとも両端部を含む一部のみに設けられ、前記スロットの内壁面と前記コイルとが接着されていることを特徴とする請求項1乃至3に記載の回転電機のステータ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 【 0 0 0 7 】

本発明の回転電機のステータは、鋼板を積層して構成されるステータコアであって、円環状のヨークの内周面から径方向内側へ突出する複数のティース及び前記各ティース間に形成されるスロットを有するステータコアと、前記ステータコアの前記スロットを通って前記ティースに巻回されたコイルと、前記ステータコアの前記スロットの内壁面と前記コイルとの間に設けられた絶縁シートと、を備える回転電機のステータであって、前記絶縁シートは、前記スロットの内壁面側と前記コイル側とに接着層を有し、前記絶縁シートの前記接着層は、前記スロットの軸方向の両端部を含む一部に設けられており、前記スロットの内壁面と前記コイルとが前記絶縁シートを介して接着されている、ことを特徴とする。

本発明の回転電機のステータにおいて、前記スロットの軸方向の寸法の4／5以下の長さで、前記絶縁シートの前記接着層が設けられている、としてもよい。

本発明の回転電機のステータにおいて、前記接着層は、感熱発泡層よりなる、としてもよい。

本発明の回転電機のステータにおいて、前記絶縁シートの前記接着層は、前記スロットの軸方向の少なくとも両端部を含む一部のみに設けられ、前記スロットの内壁面と前記コイルとが接着されている、としてもよい。